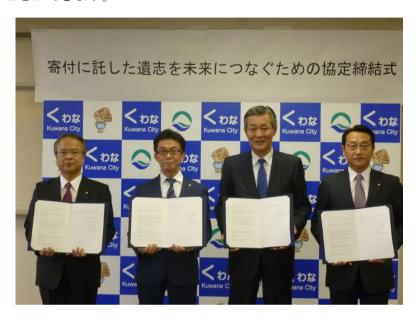
寄付に託した遺志を未来につなぐための協定を締結しました。

令和元年12月2日、桑名市は、遺言により桑名市への寄付を希望する方から相談があった場合、市が各金融機関を紹介し、遺言を活用した遺贈寄付に関する相談に応じてもらう「寄付に託した遺志を未来につなぐための協定」を株式会社大垣共立銀行、株式会社百五銀行、株式会社十六銀行と締結しました(※各金融機関と市との2者協定)。相談内容により、希望者と各金融機関(金融機関によっては提携先)は遺言信託の契約を結ぶことができます。



締結にあたり桑名市長 伊藤 徳宇のことば (概要)

三重県で初めての、遺贈寄付に関する協定ということで、皆さまのご協力によって本日無事締結式を迎えられたこと、心より感謝申し上げます。

遺贈寄付ということで、ご自身が亡くなられた後に、ご自身が持っている財産をどう使うのかということに関して、社会のために役立つように使ってほしい、地域の福祉のために使ってほしい、そのような思いをお持ちの方が増えてきていることを我々も感じています。しかしながら、その思いをかなえる、遺贈寄付の仕組みがなかなか住民の方に伝わっていない現実があります。遺贈寄付したいという気持ちと、現実のギャップを埋めるために3つの金融機関に協力頂いて、しっかりと対応できる窓口・制度を整えていきたいと思っています。



株式会社大垣共立銀行 常務取締役 林 敬治様のことば (概要)

本協定の締結式にあたりまして、伊藤市長をはじめ関係者の皆さまには大変ご尽力いただいてこの日をむかえられたこと心より感謝申し上げます。

私どもをとりまく社会的環境、高齢化の進展、そして家族構成も大きく変化しております。また相続税についても課税強化されました。地域の皆さまにおきましても、相続や資産承継についてニーズが多様化してきている昨今ではないかと感じます。そのようなニーズに対応すべく、2019年4月から銀行本体で、遺言信託、遺産整理業務、遺言代用信託の3つの業務を新たにスタートしました。当初の想像を超えるお客様からのニーズを頂戴しており、驚きとともにやはりこういったニーズは増えていると改めて感じました。桑名市様へ遺贈寄付するお客様のご遺志を尊重し、お手伝いをさせていただくのが金融機関の役割ではないかと考えています。遺贈寄付に関するご相談、必要であれば遺言信託等の信託商品のご提案、ご案内をさせていただくことも可能です。なお当社と桑名市様への遺贈寄付を内容とする遺言信託の契約締結をされた際は、桑名市様へ地域産品が選べる、カタログギフトを寄付します。いずれにしても、この協定を機に、地域とのつながりを深め、お客様に役立つよう頑張ってまいります。



株式会社百五銀行 取締役専務執行役員 田中 秀人様のことば(概要)

日頃は桑名市様には大変お世話になっております。昨今高齢化の進展に伴い、ご自身の財産を自分が亡くなった後、公共のために使いたいという人が確実に増えています。遺贈寄付は、地域の色々な分野、例えば教育・医療福祉・防災等に役立っていく、また次の世代の方達のために引き継がれていくという点で大変有効な手段であると考えております。

今回の締結を機に、契約をしていただく皆さまのご意思が確実に実現できるよう桑名市様と連携をさらに深めて、地域の課題解決・発展に貢献をしていきたいと考えております。遺贈に関しては、提携を行っている名南経営様と一緒にお手伝いをさせていただきます。市役所内で名南経営へ相談した場合、初回に限り手数料を無料に致しますのでご活用いただけたらと思います。今回の締結にあたりまして、桑名市様にご協力頂きましたこと大変感謝申し上げますとともに、今後とも桑名市のご発展を祈念してごあいさつに変えさせて頂きます。



株式会社十六銀行 取締役常務執行役員 白木 幸泰様のことば (概要)

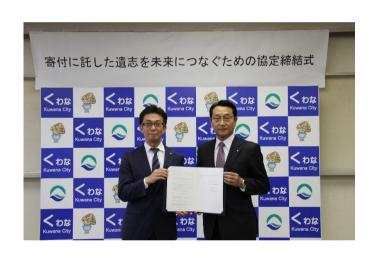
本日は桑名市様との間で遺贈寄付に関する協定を締結いただきましたこと大変うれしく思っております。 協定締結に向けてご尽力いただきました伊藤市長様はじめ桑名市の関係者の皆さま、ならびにご多用の中、 本日ご出席いただきました皆さま方に、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて昨今、社会貢献意識の高まり、家族形態の変化に伴い、相続や資産承継に対するニーズや考え方が 多様化しております。その中には、亡くなった後、ご自身の資産を地域社会に貢献したいという非常に尊 い意思も見られます。

弊行では、2019年10月から遺言代用信託である「想族あんしんたく」というサービスを始めました。遺言書の作成なく簡便な手続で資産承継ができるニーズが高いサービスであり、すでに相当数の申込みを受け付けております。親族の方への承継は当然ですが、自治体や大学といった提携法人にも、生前に遺言書を作成することなく遺贈寄付ができるというサービスとなっております。本提携法人に、本日の協定締結に合わせて、桑名市様を追加させていただきました。

これにより、桑名市様との間におきましては、弊行では、本日の協定による遺言書を作成する遺贈寄付と、「想族あんしんたく」による遺言書を作成せず簡便な手続による遺贈寄付の、いずれかのサービスの選択が可能で、幅広い遺贈寄付ニーズにお応えが可能となりました。したがいまして、今後こうした社会貢献ニーズの実現に努力してまいる所存でございます。

最後に桑名市様のますますのご発展とご臨席の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



なお、今回の協定の問い合わせ先は下記のとおりとなります。

○担当窓口

桑名市役所 財政課 財政・行政改革係 〒511-0854 三重県桑名市中央町2丁目37番地

電話番号 0594-24-1137

○遺贈寄付協定締結先金融機関

大垣共立銀行 桑名支店 〒511-0014 三重県桑名市三崎通39

電話番号 0594-22-3321

電話番号 0594-48-2025

百五銀行 桑名支店 〒511-8691 三重県桑名市中央町3丁目36番地

電話番号 0594-22-1400

十六銀行 桑名支店 〒511-0077 三重県桑名市末広町32番地

電話番号 0594-22-5215